

# 第三者評価内容評価基準ガイドライン における各評価項目の判断基準に関する ガイドライン

判断基準、評価の着眼点、  
評価基準の考え方と評価の留意点

(高齢者福祉サービス版)

# 目次

## A-1 生活支援の基本と権利擁護

### A-1-(1)生活支援の基本

- A① A-1-(1)-① 利用者一人ひとりに応じた一日の過ごし方ができるよう工夫している。…………… 1
- A② A-1-(1)-① 利用者の心身の状況に合わせて自立した生活が営めるよう支援している。…… 4
- A③ A-1-(1)-① 利用者の心身の状況に応じた生活支援(生活相談等)を行っている。…………… 7
- A④ A-1-(1)-② 利用者一人ひとりに応じたコミュニケーションを行っている。…………… 11

### A-1-(2)権利擁護

- A⑤ A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。…………… 13

## A-2 環境の整備

### A-2-(1)利用者の快適性への配慮

- A⑥ A-2-(1)-① 福祉施設・事業所の環境について、利用者の快適性に配慮している。…………… 16

## A-3 生活支援

### A-3-(1)利用者の状況に応じた支援

- A⑦ A-3-(1)-① 入浴支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。…………… 19
- A⑧ A-3-(1)-② 排せつの支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。…………… 22
- A⑨ A-3-(1)-③ 移動支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。…………… 25

### A-3-(2)食生活

- A⑩ A-3-(2)-① 食事をおいしく食べられるよう工夫している。…………… 27
- A⑪ A-3-(2)-② 食事の提供、支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。…………… 30

A⑫	A-3-(2)-③	利用者の状況に応じた口腔ケアを行っている。	33
----	-----------	-----------------------	----

#### A-3-(3)褥瘡発生予防・ケア

A⑬	A-3-(3)-①	褥瘡の発生予防・ケアを行っている。	36
----	-----------	-------------------	----

#### A-3-(4)介護職員等による喀痰吸引・経管栄養

A⑭	A-3-(4)-①	介護職員等による喀痰吸引・経管栄養を実施するための体制を確立し、取組を行っている。	39
----	-----------	---	----

#### A-3-(5)機能訓練、介護予防

A⑮	A-3-(5)-①	利用者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。	42
----	-----------	---------------------------------	----

#### A-3-(6)認知症ケア

A⑯	A-3-(6)-①	認知症の状態に配慮したケアを行っている。	45
----	-----------	----------------------	----

#### A-3-(7)急変時の対応

A⑰	A-3-(7)-①	利用者の体調変化時に、迅速に対応するための手順を確立し、取組を行っている。	48
----	-----------	---------------------------------------	----

#### A-3-(8)終末期の対応

A⑱	A-3-(8)-①	利用者が終末期を迎えた場合の対応の手順を確立し、取組を行っている。	50
----	-----------	-----------------------------------	----

### A-4 家族等との連携

#### A-4-(1)家族等との連携

A⑲	A-4-(1)-①	利用者の家族等との連携と支援を適切に行っている。	53
----	-----------	--------------------------	----

### A-5 サービス提供体制

#### A-5-(1)安定的・継続的なサービス提供体制

A⑳	A-5-(1)-①	安定的で継続的なサービス提供体制を整え、取組を行っている。	56
----	-----------	-------------------------------	----

# 高齢者福祉サービス事業所における内容評価基準の評価方法について

## 1. 高齢者福祉サービス版内容評価基準ガイドラインについて

- この内容評価基準ガイドラインは、5種別の高齢者施設・サービス（特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）を評価対象としている。
- 評価にあたっては、利用者一人ひとりの生活を尊重した支援と利用者の生活課題や心身の状況に応じた支援・取組について、各高齢者施設・サービスの役割と機能等を基本としつつ、各評価項目にそって評価する。
- このため、評価細目や着眼点等については、高齢者施設・サービスの役割と機能等に応じて適用するものとしている。
- 評価の着眼点は、高齢者施設・サービスに共通するものから、それぞれの高齢者施設・サービスにおいて支援するうえで特に必要とされるもの、あるいは利用者の状況に応じて必要となる支援の順に記載している。
- よって、養護老人ホーム・軽費老人ホームの評価にあたっては、利用者の生活課題と心身の状況に応じた生活支援を基本としつつ、生活支援としての身体介護や特定施設入居者生活介護の指定を受け実施する介護サービスなど、福祉施設・事業所として実施している支援や取組内容も含め評価する。
- それをもとに、「A-1-(1)生活支援の基本」については、養護老人ホーム・軽費老人ホームの評価細目をA③に別途設定している。

## 2. 内容評価項目の評価方法について

- サービスや支援の実施については、実際の実施状況を観察することができないことも多い（訪問介護については、原則として自宅等の支援現場の観察を標準的な評価方法としていない）ことから、次の文書等を通して確認することが必要となる。
  - ・標準的な実施方法の文書化したもの（手順書・マニュアル等）
  - ・サービス実施計画に記載された個別の介助方法・手順
  - ・サービス実施状況の記録
- ただし、これらの文書等がなくても、その他の方法で文書化され実施されていることが分かれば、それに基づいて評価を行う。
- 必要に応じ、訪問調査において、自己評価結果や上記の文書等の内容を踏まえ、実施状況を施設長、担当職員等からの聴取により確認する。

○なお、上記の文書の整備状況は、共通評価項目（**40**Ⅲ-2-(1)-①、**42**Ⅲ-2-(2)-①、**44**Ⅲ-2-(3)-①）で評価を行う。

○建物や設備自体は、簡単には変更できないことから、一定の条件下での工夫を評価する。

○（養護老人ホーム・軽費老人ホーム）外部サービス利用型特定施設入居者生活介護について、外部サービスの活用と連携状況を含め評価する事項については、具体的な利用に関する手順・手続き及び、個別支援計画と支援の記録や職員等からの聴取により確認する。

### 3.評価外・非該当等の取り扱いについて

第三者評価は、評価基準ガイドラインのすべての評価項目について評価を行うが、事業の特性上、評価が難しい以下の項目については、評価外・非該当等の取り扱いとすることができる。

#### ≪評価項目の適用≫

○A-2環境の整備（**A6**）…特別養護老人ホーム、通所介護、養護老人ホーム、軽費老人ホームの評価において適用する。

○訪問介護については、「A-2環境の整備」（**A6**）を「評価外」とする。

○A-3-（8）終末期の対応（**A18**）…特別養護老人ホーム、訪問介護、養護老人ホーム、軽費老人ホームの評価において適用する。

○「通所介護」については、「A-3-（8）終末期の対応」（**A18**）を「評価外」とする。

○A-5サービス提供体制（**A20**）…訪問介護の評価において適用する。

○訪問介護以外の福祉施設・事業所については、「A-5サービス提供体制」（**A20**）を「評価外」とする。

○下記は、利用者の状況等により支援を行っていない場合は、「非該当」とすることができる。

#### ≪「非該当」とすることができる評価細目≫

- ・A-3-（2）食生活（**A10**～**A12**）…食事の提供を行っていない場合は、「非該当」とすることができる。
- ・A-3-（3）褥瘡発生予防・ケア（**A13**）…利用者の状況により、「非該当」とすることができる。
- ・A-3-（4）介護職員等による喀痰吸引・経管栄養（**A14**）…利用者の状況により、「非該当」とすることができる。
- ・A-3-（8）終末期の対応（**A18**）…訪問介護、軽費老人ホームについては取組の状況により、「非該当」とすることができる。

○養護老人ホーム、軽費老人ホームにおいて、利用者の状況等により支援を行っていない場合は、下記の着眼点を適用しないことができる。

・A-3-(1) 利用者の状況に応じた支援

A⑦ A-3-(1)-①入浴支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。

着眼点「入浴の可否の判断基準を明確にし、入浴前に健康チェックを行い、必要に応じて清拭等に代えるなどの対応をしている。」

A⑧ A-3-(1)-②排せつの支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。

着眼点「排せつの介助を行う際には、利用者の尊厳や感情（羞恥心）に配慮している。」、「排せつの介助を行う際には、介助を安全に実施するための取組を行っている。」、「排せつの自立のための働きかけをしている。」、「必要に応じ、尿や便を観察し、健康状態の確認を行っている。」

\*「評価外」…高齢者福祉サービスの特性上、実施が想定しづらいもの

\*「非該当」…制度上、福祉施設・事業所毎に取組の有無が異なるもの

#### 4. 内容評価基準の改定について

共通評価基準の見直しに伴い、対照表のとおり加筆・修正、削除等を行った。